

若者や女性、非正規雇用労働者をはじめとする北海道で働く全ての人々の労働環境や処遇の改善等に向けて、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進を含めた雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図るため、使用者団体、労働組合、地方公共団体、国の各員構成で「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」が設置されました。

12月24日の共同宣言の採択に向けて各団体より取組状況と宣言文・採択についての意見が出されました。

連合北海道 出村良平会長の代理として出席した齊藤勉副事務局長より、連合が提起する「働くことを軸とする安心社会」について以下の取組状況を説明しました。

また、農林水産業で働く方々も含めた働き方改革・雇用環境改善推進を盛り込んだ内容にすべきという連合の意見が取り入れられた共同宣言文となりました。

【連合北海道の取組内容抜粋】

①連合が提起する「働くことを軸とする安心社会」は「働く」につながる「5つの安心の橋」を架けること。

②雇用労働者の視点だけに留まらず、地域で安心して働ける場の確保や定着促進をめざしている「社会的キャンペーン行動」の内容を1次産業に特化して報告。

※「社会的キャンペーン行動」

7年目となる「社会的キャンペーン行動」は、連合北海道が、道内の自治体、商工会議所、建設業協会、JA、総合振興局、高校など約100か所を訪問して、新卒者の雇用対策等の充実要請や情報交換などを実施。

③「地域活性化フォーラム in とちかち」（8月29日・音更町にて開催）を紹介して、連合がめざす地域の活性化を紹介。

④安心して働ける環境づくり（1次産業）

「1次産業（酪農業）を支える若者雇用応援シンポジウム」の紹介。

1次産業は道内の基幹産業で、ポテンシャルが高い産業であると言われているものの、時代が変わり人手不足と高齢化が深刻化している。「6次産業化」や「食と農」などいくつかのキーワードに地域振興や経営の大規模化や法人化を背景に雇用創出をはかろうと、国・道、関連団体などが新規就農支援などに力を入れているものの、せっかく就農してくれた若者も「休みが取れない」などの理由もあり辞めていくケースが少なくないという。

事実、連合には1次産業従事者からの長時間労働に関わる非常に深刻な労働相談も寄せられている。

休みが取れないのは、労働基準法（第41条）の労働時間等の規定から、林業を除く1次産業労働者の場合、「労働時間は1日8時間週40時間を超えてはならない」等の規定は適用されないとなっている。もちろん、労働環境を整備しているところもあるが、1次産業で働く方々の労働環境整備は北海道働き方改革・雇用環境改善推進において重要なテーマと考える。